

## 論文

# 日仏の学校教育における 政教分離の展開と今日的傾向

— 日仏比較考察から見えてくるもの —

石 堂 常 世

Different development of “laïcité”  
of Japan-France school education and their new direction  
— what makes evident the comparison of two nations —  
ISHIDOH Tsuneyo

### はじめに 日仏の共通項としての教育的政教分離

国家の管轄下にある公立学校は、日本においてもフランスにおいても「政教分離」の原則に従うことが法令上定められている。日本の場合、宗教の取り扱いの問題は、戦前と戦後では微妙に異なっているが、ここで戦後に限っていうならば、法制的にはフランスの規定内容と類似しているとみることもできる。この点、ドイツやイギリスの学校教育における宗教教育の位置づけとは対照的である<sup>1)</sup>。日本とフランスに共通しているのは、先ず「信教の自由」を保障していること、合わせて「政教分離」の原則を

規定し、宗教と国政の分離から、国および公共機関に対し宗教教育その他いかなる宗教活動をも禁止していることである。

本論においては、学校教育のあり方について対角関係にあり、似て非なる特質を保持している日仏の学校教育に於ける政教分離原則の展開の基本的相違について言及した後に、それらの相違にもかかわらず、今日、学校教育の危機という事態を共通して抱える両国が、宗教的情操性の涵養という時代的要請に直面して、意外にも類似した方向性を指向し始めていることを示したい。次に、しかしながらまた、その共通項も、哲学的論及やラディカルな究明の有無という点では、成人と子どもの差異にも比すべき相違を生じせしめつつあること、その論旨の構築の成否は、学校教育と宗教の問題という次元を超えて国政の将来をも決定するテーマになることを示唆しようとするものである。

## 1. 学校教育の哲学としての政教分離の原則の確定化

先ず、日本の場合、「日本国憲法」(昭和21年11月3日公布)第二十条は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定する。次いで「教育基本法」(昭和22年3月31日公布)第九条は、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない」と規定している。

近代フランスにおける「信教の自由」の保障に関しては、フランス革命期の「人間と市民の権利の宣言」(人権宣言)(1789)の第X条を挙げることができる。その後続くナポレオン帝政期から王政復古期を通し、教会

は「宗教の自由」の名の下に政権との連携を復活させ、1850年3月15日の法、「ファルー法」La loi Fallouxにおいては、「学校教育の自由」の宣揚の下に、公立学校管理の権限を聖職者に再託した。1860年代においても教権の勢力は揺るぐことなく、両者の癒着は続いたが、1880年代に入るや、病院の職員を聖職者以外の者に変えていくなど、社会のいくつかの領域で聖職者の独占に停止をかける「非宗教化」laïcisationの法的措置がとられるようになってきた。その背景の奥には、自然科学の発達や日常生活の都市化や人口の変動などの要因がある。1870年代の初期から、すでに「非宗教性」を意味する「ライシテ」laïcitéという用語がフランスの新聞に見られるようになった。その形容詞「ライック」laïque（聖職者ではない、世俗の）は中世期に生まれたもので、聖職に就かない俗人をさしたが、世俗権力を代表する王権が、時として教会権力に対抗するようになり、ローマからの国政の独立というかたちで、政教分離がゆっくりと展開していった<sup>(2)</sup>「ライシテ」が「非宗教性」という意味をもつ名詞としてフランス共和国の存立にかかわる価値となっていくのは19世紀の後半である<sup>(3)</sup>。「ライシテ」は、19世紀後半のフランス社会を揺すぶり続けた教権主義との闘いを通して、同時に教権から公立学校を奪還しようとした長きにわたる教育闘争を通して、第三共和国の基幹理念そのものとなった。かくして、フランス語の「ライシテ」laïcitéには、「信教の自由」la liberté de foi（良心の自由la liberté de conscienceという場合もある）の保障と同時に、「国家の宗教上の中立」という概念が包摂されているのである<sup>(4)</sup>。

この国家的世俗化laïcisationの実現は、教権主義者たちおよびそれと一体であった王党派との熾烈にして紆余曲折的論争を闘ったレオン・ガンベッタを筆頭とし、ジュール・シモン、ポール・ベール、ジュール・フェリー等の功績に拠るものである。かくして第三共和政が進行するにつれ、国家および公的役務はことごとく「非宗派的」でなければならないようになっていくが、とりわけ学校教育については、国家の管轄にある限り、「非宗教的」でなければならないという国民的コンセンサが形成されるに至った<sup>(5)</sup>。

1882年3月28日の「フェリー法」は、公立学校の教師が聖職者であることを禁じ、1886年10月30日の「ゴブレ法」は、宗教・宗派について公立学校は厳正に中立性を遵守することを規定した。公立学校の宗教からの分離で最後まで論点となったのは、それまで聖職者が担っていた「道徳教育」である。ジュール・フェリーが小学校教師たちに送った1883年11月27日付けの「書簡」には、世俗的な道徳教育の哲学は、「われらの祖先から受け継いできたあの古き良き道徳」のことに他ならないこと、それはまた万人に「共通の道徳」であり、人間の叡智そのものである、と説いている<sup>6)</sup>。フェリーのこの言明は、今日に至るまで、フランスの小中学校ならびに高校における市民性育成教育の原理となっている。その後、「1905年12月9日の法律」は、政教分離を宣言し、以後、フランス社会の諸制度は国家によって保障される限り、宗教権力から離脱する特質を有するに至った。

19世紀の後半における西洋先進諸国は、そして遅れては日本も、国民教育制度の確立期に入っていくが、フランスの学校、「共和国の学校」は、この世界的な義務教育普及期と軌を一にして、「共和国の市民」育成の場としての理念構成を成し遂げた。無償にしてライックな学校教育を規定した「1946年10月27日の憲法」（第四共和国憲法）の前文、「ライックで民主的で社会的な、不可分の共和国」とフランスを規定した「1958年10月4日の憲法」（第五共和国憲法）の第2条は、共に今日も踏襲されている国憲上の規定である。

「ライシテ」の確立史から判明するように、西欧諸国の中でも例外的といわれるほど政教分離の原則を死守するフランス共和国の市民は、日本人の想像を超える意味理解の厳密性と適法性の妥当性の吟味検証を迫及してやまない。2004年の「宗教シンボル禁止法」制定はその例である。

## 2. 日本における「信教の自由」の法制化と日本的脆弱さ

前節において、フランスと日本の政教分離の制定化には類似性がみられると記したが、然るに一方、時代を遡って事実を追うに、「信教の自由」そして政治と宗教の混淆の忌避に関する日本人の見解には、根本的にフランスのあり方とは似て非なる政治哲学的曖昧さが残存していると認識しなければならない。そのことに関しては、日本の場合、近代国家の建設に関して「外圧」という独特の追い風が吹き、それが内的熟成を待つことのない即成栽培的法制定に走り着かせる結果となったという点に注目したい。「信教の自由」の保障や「政教分離」の原則規定は、日本において比較的早くからみられたのであるが、法制時の徹底した論議・論及は未了のまま、曖昧さを下地にした法制化に終わったということである。表面的には整備はしたが、形式のみの整備という歴史的短絡性は、近代国家の市民としての道徳観の醸成に関する日本人の修復困難な失敗ともいうべき教育的課題と軌を一にしている。すなわち、日本国家は、法制的には、「政教分離」と「学校教育の宗教的中立」に関する規定を早くから成し遂げた、という事実認識が可能である。だが、それは、外圧による法制化であったといわなければならない。自主的に論理構造を展開蓄積させて、日本人の子どものたちの学校教育から宗教の影響を外そうと結論づけたのではない。

まず「信教の自由」の制定化について触れよう。明治政府は、慶応3(1867)年12月の王政復古の号令とともに発足したが、翌明治元年(1868)年、神祇科を再興して祭政一致の制度を復活させようとし、神社の祭祀を整備し、敬神崇祖をもって新国家行政の基盤にしようとした。それゆえ廃仏棄却をはじめとする神道国教政策をとり、旧幕以上の熱意でキリスト教禁圧の方策を進めていった。特に長崎のキリシタン検挙は厳しく、明治3年の長崎県甲第7号報告書によると、流罪刑は19藩2,995名にあがったとされている<sup>7)</sup>。イギリス公使パークス、フランス公使ウトレー、アメリカ弁理公使、ドイツの公使らの申し入れがなされたにもかかわらず、明治3

年には、金沢藩や富山藩等々においても配流信徒の拷問教諭が厳しく行われ、棄教の強要、重労働、拷問が行われ、家族の離散も断行されていたと記されている。こうした配流信徒の拷問問題は諸外国の新聞にとりあげられて問題化するところとなり、イギリス代理行使アダムスは、この虐待事件について外交官による実地調査の申し入れを行う一方、本件を条約改正問題への外交政策に利用しようとした。明治4（1871）年、岩倉具視を全権大使とする一行が安政不平等条約改訂の下駄らしのため欧州に向かった折、アメリカ及びヨーロッパ主要国から日本政府のキリスト教徒迫害が強く非難されることとなり、条約改正へ応じることの困難さを突きつけられ、キリスト教を禁令している限り、条約改正には応ぜずと抗弁され、改正の前提条件として日本における信教の自由の法制化を促されたのであった<sup>6)</sup>。一方、国内外でも、福沢諭吉や中村正直そして森有礼といった知識人らの主張が活発化し、明治6（1873）年2月に、政府は遂に「太政官布告」をもって切支丹禁令の高札を撤去するに至った。実に秀吉の伴天連追放礼から286年目のことである。これにより、日本における信教の自由が黙認されることになり、法令的に一步を踏み出したのではあるが、この変化は民衆の意識革命としてではなく、外国からの政治的取引というプレッシャーから帰結したという事実に留意しなければならない。

もとより、この措置と前後して、明治5（1872）年に教部省が設置されるや、森有礼の「日本宗教自由論」（英文）の主張にもかかわらず、神道国教政策が巧妙な組織をもって実施に移されることになった。これよりはるか下った明治22（1889）年に至り、明治政府は「大日本帝国憲法」を發布し、第二八条において、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定した。「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カサル限りニ於テ」という条件付きであったという制約に加えて注目すべきは、信教の自由の保障は得られたものの、日本における「信教の自由」は、実質的には、祭政一致、そして〈祭祀・政治・教育〉一致の政策下で保障されたという事実である。祭政一致は、「大日

本帝国憲法」発布の翌年、すなわち明治23（1890）年に煥発された「教育勅語」の取り扱いとその実施要綱を示した「小学校式日大祭日儀式規定」（明治24年）により、さらに強化されることとなり、憲法で保障された「信教ノ自由ヲ有ス」は骨を抜かれる結果となっていった点は言をまたない。

しかるに、この祭政一致の教育政策は、神道のみを政治と一体化したのであり、神道以外の宗教一般については、それらを学校教育の枠外に置こうとした。これに関する措置は、明治32（1899）年の文部省訓令第十二号であり、「一般ノ教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件」が発令され、公立学校の課程において国家神道以外の「宗教的教育を施すこと及び宗教上の儀式を行うことが厳禁された」のであった。しかるに情操面の欠陥は多くの教育者の反省するところであり、文部省は昭和7年に至り、明治32年の上記訓令について、「学校ニ於ケル道德教育ノ徹底ヲ期スルハ宗教的ノ信念又ハ情操ノ涵養ヲ図ルノ必要ナルコトニ関シ指示ノ次第モ有之議ニ付キ…」<sup>(6)</sup>と述べ、宗教的情操教育の定義もないままに、知識教育には限界があり観念に流れるが、宗教的情操教育は人間の内面や、人間の全体を調和的にとらえることができるのだという論法を連ねて、宗教的情操教育の推奨に走ったのである。この場合、「宗教的情操教育」は「宗教教育」ではないという言い分を伴奏させてはいるが、フランスの法制主義の徹底化と比較するならば、日本の政教分離は多くの点で不徹底際まる施行の軌跡を歩んだといえよう。「ザル法」であったといわなければならない。

確かに、日本のライシテ化は早かったといえる。しかし、問題の第1は、法制化と実態の乖離である。第2の問題点は、敗戦後に連合軍総司令部の対日宗教政策によって、信教の自由、政教分離、軍国主義または極端な国家主義的思想の除去という三大原則が提示されるまで、この乖離の修正を自らなすことなく経緯した点である。第3に、世俗主義を原則とする学校教育に、宗教的情操の涵養という要請を論理的整理の未着のまま伴奏せしめてしまったという点である。これらは、日本の近代化の受動性といえ

る問題であると同時に、今後においても跡を引く未解決の課題である。

### 3. 宗教的情操の涵養に対する日本特有の曖昧性

日本の場合のように法制化に規定された形式的意味の「政教分離」であれ、フランスのように法制化を實踐し常にその適正さを吟味し続ける究明価値として位置づけられる「政教分離」であれ、その共有するところの原則を前提とした上で、「宗教的情操の涵養」の問題を日仏ではどうとらえているかという問題について節を改めて触れておきたい。前節で示したように、日本人は、「宗教教育」を学校から明快に排除している。しかしながら、「宗教的情操」を育むことについては、その意義と実践を否定することはなかった。この微妙な日本型接合関係を、論理以前の領域で活かしていくのか、論理によって認知したうえで実践化していくのかで、学校教育のその後の展開は違ってきたはずである。振り子の振り方では、今後の学校教育の方向と子どもたちの生活態度までもが変わってくるであろう。

先ず、戦前の「大日本帝国憲法」下で注目すべき規定は、昭和7年の文部省訓令に続く、昭和10年11月28日の文部次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」である。ここにおいて、学校では宗教教育は許さざるも、宗教的情操を涵養して人格の陶冶に資するためには、「教育勅語に矛盾しない限り」進んでこれを行うべしとされた。この文部次官通牒は、大正時代の欧米教育思想の摂取の影響と、反面、反国家的思想統制のためであったとも解釈されている<sup>(10)</sup>。しかし注視すべきは、この段階において、宗教性という人間の内面に関わる領域の問題が、欧米思想に負けまいとする見返りや労働運動・社会運動に関連する特定思想排除の論理という政治的構造関係から推奨されている点である。もとより、宗教的情操というものは、そうした意図とは無関係なもの、そうした恣意性を超越した次元のことがらであり、また、フランスでは「良心の自由」と宗教的教養は不可分のものと解釈されるのであるが、当時の日本の「宗教的情操」への言及はあく

まで政治的意図から出されたものであった。

では戦後であるが、戦後の宗教的情操の涵養の問題については、「教育基本法」の制定に当たり、その基盤となった「教育基本法案要綱案」の内容から吟味する必要がある。ここでは詳細な論述はできないが、教育基本法の文面推敲に当たり、「宗教的教養の涵養」と「特定の宗派的教育及び活動」との間の意味の差異が曖昧であり、あたかも、特定の宗派的教育及び活動が宗教的情操の一部であるかのごとき感を国民に抱かせないようにと、第二項を別記したのだ、ということも記録に残されている<sup>(11)</sup>。

いずれにせよ、昭和21年の8月15日の帝国議会衆議院本会議において、「宗教的情操教育に関する決議」の案件が政党を問わず絶対多数で可決された事実は、日本人における宗教的感情の共通認識を示唆するものであろう。教育刷新委員会は、基本法制定後の仕事として、各条項の教育実践上の諸問題を吟味し、その適正な法理念の定着を目したが、第九条の「宗教教育」の条項に関しては、第十三特別委員会（主査：羽溪了締）が受け持ち、昭和23年9月まで14回にわたる宗教教育論議を展開した。そこに一貫して流れているのは、公立学校における敬虔なる宗教情操の教育、宗教的欲求の啓培、宗教現象に関する知的理解の徹底、そして最終回には、宗教への軽蔑の念育成の禁止に関する強いコンセンサスである<sup>(12)</sup>。本特別委員会の委員たちは、人間の無力、限界、「人間以上の大きな力、無限の力、絶対者」、そういうものへ情感を、特定の宗教に立脚しないで養うということがいかに大切かで一致し、いかにしたらそれは可能かという具体化の段階で、堂々巡りにも似た長い論議を交わし続けている<sup>(13)</sup>。

宗教的情操性の涵養に対する日本人の「隠された」強い渴望は、昭和33（1958）年の「道徳」の時間特設に当たって、「自然を愛し、美しいものにあこがれ、人間の力を超えたものを感じとることのできる心情を養うこと」と表出され、次いで、昭和41（1966）年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」に含められた「期待される人間像」の中においても正面から取り上げられ、生命の根源に対する「畏敬の念をもつこと」

の言辞となった。「畏敬の念」もまた、特定の宗教的教義との接点において微妙な点がないわけではないが、当時の教育課程審議会の意見交換において、そのひとつの思想的拠点に、『ウイルヘルム・マイステルの修業時代』に見られるゲーテの教養観の原点、すなわち「上に対する、下に対する、及び隣りに対する畏敬」という、生の肯定に裏打ちされた“die Ehrfurcht”の理念が提唱されたことは、宗教的情操という真意に近づこうとするためには把握しておいてよい事実であろう。以後、「畏敬の念」は日本の公立学校の「道徳の時間」のはぐくむべき価値一覧のなかで、「生命の尊重」と並んで主要項目となっている。

日本において、戦後、学校教育が非宗教性を堅持することの規定をめぐり国民的関心が高まったのは、1995年のオウム真理教事件からであろう。しかし、その当時に活性化したのは、「政教分離」再確認の論議ではなく、政教分離の原則に立って、「宗教的中立性」の名の下にいつしか青少年を宗教に対して無知な状態に至らせたという人間教育上の背任を問う意見、ひいては「宗教」（厳密に言えば宗教性）を学校教育において無視し続けてよいのかという宗教的情操教育推進論である。これは、「教育基本法」第九条以降、日本の学校が触れようとしなかった課題の浮上であった<sup>(14)</sup>。

大観するに、日本の（公立の）学校教育は人間形成に関して「宗教心」というものを払拭した教育観に立つことには躊躇があったといえる。それゆえ、学校教育における「宗教的情操の涵養」に関しては、「教育基本法」制定時、およびその直後の教育刷新委員会第十三特別委員会での論議をはじめとして、あるいは昨今では、平成14（2002）年7月に文部科学省が編纂した公立小・中学校用の「心のノート」に代弁されるように、「宗教的情操」に関する教育的価値の推奨が欠かせないでいるのである。曖昧なままではあるが…<sup>(15)</sup>。

この状況は何を語るであろうか。第一に、戦後の日本の学校教育が宗教教育を施してきたということではない。そうではなくして、近代的政教分離の制定の下において「特定の」宗教教育、宗教活動は、これをしなかつ

たにもかかわらず、宗教的情操を子どもたちに何とかして育みたい、否、育まねばならないという教育的願望を放棄することはなかったということである。それならば、日本の学校教育では宗教的感性の育成が成功してきたか、という問題であるが、戦後における学校教育は、フランスと同様、宗教に対しては忠実に「中立」を保ち、それゆえ宗教に触れることを拒んできたというのが現実である。その極端な段階での弊害が、宗教に対する無知ゆえの青年たちにおける特定宗教への魅了化ともいうべき実態であり、これが社会を揺るがした事件と浅からぬ関係があることは周知の通りである。「ライシテ」の原則が現代に生きる人間を知的に強靱にするに貢献があったといえるのは、フランスについてのみ言えることであり、日本については、論外であろう。

#### 4. フランスの学校教育と宗教的情操性の課題

日本においては、政教分離の法制化と同時に、国公立の学校で宗教的情操教育を行うべしという論理が影武者のごとく存続し、時には正面切ったかたちでの提言となってあらわれてきた。戦後においては、いずれにしても、「教育基本法」第九条第二項を睨みながらの提言である。しかし、20世紀を越えた現在、宗教について何らかのことを子どもたちに教えるべきであるという見解は大きくなってきている。最近では、子どもたちや青少年にみられる人間至上主義的発育から帰結した獐猛さへの対策として、たとえば「キレル」子どもたちの発生の予防として、あるいは犯罪の低年齢化への防波堤として、宗教的情操教育の意義が叫ばれ、感性の育成につながるといった主張も一般化しつつある。「教育基本法」の改正論の一論拠として、とくに与党関係者から賛同が出ている論拠も看過できない<sup>(16)</sup>。

フランスの場合は、「ライシテ」の原則の国威をかけた遵守のゆえに、宗教的情操の涵養の勧めについては、宗教家以外から遠慮がちに推奨・提唱される以外、先年までは稀であった。しかるに、昨今、「ライシテを前

提とした上で宗教的な内容に関わるべし」という勧告が政策路線の中に取り込まれて、フランスのライシテの歴史にひとつの新しい緘が入れたのである<sup>(17)</sup>。それは、2002年の2月にまとめあげた、メディオロジー（情報記号論）の創始者、哲学者、作家、新教養論の提唱者であるレジス・デュブレ Regis Debray によって、当時の国民教育大臣ジャック・ラング Jack Lang に提出された答申書「ライクな学校において宗教的なものを教育すること」*L'enseignement du fait religieux dans l'école laïque* である<sup>(18)</sup>。

この答申書の提言に接して新たに想起されるのは、ラングの次代の国民教育大臣を務めた哲学者、ルック・フェリ Lec Ferry が、1998年に、同じく哲学者のアンドレ・コント＝スポンヴィル André Comte-Sponville と共に、リレー執筆と対談形式でまとめた『現代人の知恵』*La sagesse des Modernes* で展開した思索である<sup>(19)</sup>。それは、物質至上主義に流れ切った現代人への警告の書ともいえるもので、「ライシテ」の原則を尊重しつつも、究極において「サクレ」（聖性）のもつ人間的ヒューマニズムの価値に人間を目覚めさせ、「道徳面における宗教的なものの世俗的還元」の緊要性（活性化というべきか）を説くメッセージである。

フランス共和国の「学校の危機」を「若者の病的症状」*détresse dans la jeunesse* という角度から見立てをするレジス・デュブレは、その病状について、①宗教的背景を有する文化遺産への無知とそこからの断絶、そして過去の文化という鎖から断ち切られた人間性の悲惨さ、②宗教一般に関する認識の無知という社会的貧困さ、及び、他の宗教への無関心や不寛容、③無限に富とモノをむさぼり続けさせる商業ベースの哲学しか提示できない社会的不毛さ、を糾弾し、時代はまさに道徳的危機にあると診断する。かつて、文学、歴史、哲学、芸術といった古い伝統的教科が無言のうちに花開かせていた古典的ユマニテの凋落の破綻は、今のフランスにおいて余りにも大きい。学校教育において「宗教的なもの」を教えることが急務であるというデュブレは、もとより「宗教」を教授せよとは言っていない。原則は、厳正に「ライシテ」である<sup>(20)</sup>。

デュブレの答申書は、2002年以来、フランス教育界の一種のバイブルとなっている。2003年には「宗教的なことからの教育」というテーマの下に、フランス全土に開かれた教育シンポジウムが開催され、このテーマは国民的課題となった。ヴェルサイユ地方教育資料センターから本シンポジウムの報告書も刊行されている。

彼の提言に対しては、「ライシテ」を大前提として、政界にも世論にも大きな反論はなく、学校教育において宗教的・古典的・人間的な教養を深めさせる方向で具体案が検討されている。この動向には、フランスの「ライシテ」をめぐる、確かに何かの変容しつつあるということ、それは、人類的な警告と結びついた教養の塗り替えを要請する教育改革を促し始めている、ということを教えてくれる。この教育の新展開のために、フランスの教員養成のカリキュラム改革と教師教育の刷新が開始される方向にある。宗教科の教師を養成するのではなく、フランス語、歴史、音楽、芸術、哲学等の、従来ある教科の内容の刷新と、教師の教育力の深化を実践化するかたちで展開させていくのである。日本においては、宗教的情操性の教育のあり方をめぐって、もっと哲学的な論及や教師の教養の再検討が行われてしかるべきであろう。

デュブレの答申書はまた、「情報」が権威を振るっている今日の社会を反省し、「教育における権威」への回帰を説くところとなった。この現代社会考察の深さに共鳴したヒイロン国民教育大臣は、荒れた教育現場への抜本的対策として、1989年のジョスパン「教育基本法」を改訂することにした。新教育基本法は、早ければ2005年の9月に、遅くとも2006年度中には施行されることになっている。ヒイロン国民教育大臣は、新教育基本法の2大支柱として、教育における「権威の復興」と「良識の復帰」を掲げているが、その傍らには教師の質の改善とカリキュラムの刷新が必然的に伴うであろう。日本の宗教的情操性の概念には、こうした社会改革の闘争性はなく、静態的な感性へのこだわりが傾斜するところがある。

## おわりに

物質文明が爛熟し、先端科学技術がわれわれの生活を取り巻いている今日では、生命と死の認識が、子どもたちにはぐくむべきテーマとなってきた。「生」と「死」の認識の先端にまた、宗教的情操の涵養という教育要請がみえてきている。その限りにおいては、宗教的情操の戦後的解釈は、日本人固有の嗜好性と曖昧な解釈を越えて、世界の青少年たちに通底する意味を付加されなければならない時期にきているといえよう。他方、フランスの「ライシテ」については、1989年に発生したイスラム教徒の女子中学生スカーフ問題が再燃し、2004年3月15日に「宗教シンボル禁止法」を議会の圧倒的多数をもって制定、同年9月の新学期から施行したという厳密さを指摘したい。<sup>(21)</sup> フランス共和国の価値理念の今日的再確認の法制化にもかかわらず、他方ではフランス社会における異文化・多文化理解教育の方向性は拡張されている。日本の宗教的情操教育も、その実において社会性を強化し、国際的・人類的な場での適用をみるようになることがこれからの課題であろう。

### 【注】

- (1) 柴田政子「ドイツ『再教育』と宗教教育－1933年ライヒ政教条約処理問題をめぐるアメリカの対独占領政策－」『明星大学教育学研究紀要』第17号、2003年12月、明星大学教育学研究室、pp.37-50は、戦後の対独占領政策が、宗教を学校教育から排除しなかった過程を分析している。柴田政子・新井浅浩編著『現代英国の宗教教育と人格教育』東信堂、2001、288p. も参照。イギリスでは1944年教育法以後宗教教育が法的に義務化されており、1988年教育改革法後の公立学校ナショナル・カリキュラム導入によって、生徒の精神的・道徳的な発達を促すために宗教教育が重視されている。
- (2) 拙稿「学校における道徳教育－フランスにおける教育世俗化の問題－」『現代教育問題史』、1978、明玄書房、pp.259-279
- (3) Alain Bergounioux, *La laïcité de la république, La laïcité, pouvoirs* N°75, Seuil, pp.17-26
- Claude Durand-Prinborgne, *Le droit de l'éducation*, Hachette, 1998, pp.59-68
- (4) ジャックリーヌ・コスタ＝ラスク、林瑞枝訳『宗教の共生－フランスの非宗教性

- の視点から』 *Les trios ages de la laïcité*, Hachette, 1996, 法政大学出版局, 1997, pp.6-10
- (5) 相羽秀伸「フランス第3共和制初期の世俗化政策と道徳教育—ジュール・フェリーの道徳教育と「神への義務」の問題—」, 付録: 相羽訳、ジュール・フェリー「初等教員に寄せる書簡」1883年11月17日, *Discours et opinions de Jules Ferry*, Tome 4, Armand Colin & Cie, pp.259-267, (2004年度日仏教育学会発表報告)
- (6) Textes rassemblées et présentés par Martine Allaire et Marie-Thérèses Frank, *Les politiques de l'éducation en France de la maternelle au baccalauréat*, La documentation française, 1995, pp.97-112,
- (7) 文化庁文化部宗務課編纂『明治以降宗教制度百年史』, 原書房, 1983, pp.47-48
- (8) 同書, pp.50-53
- (9) 同書, pp.240-241
- (10) 同書, pp.241-243
- (11) 中島太郎『戦後日本教育制度成立史』, 岩崎学術出版社, 1970, pp.155-156
- (12) 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』, 岩波書店, 第4巻, 1996, pp.147-263  
昭和23年9月10日の教育刷新委員会第七十八回総会議事速記録「宗教心に基づく敬虔な情操の涵養は、平和的文化的な民主国家の建設に欠くことのできない精神的基礎の一つであり、殊に人間性の重要な一面たる宗教的欲求を正しく啓倍することは、教育本来の使命にそうことにもなるわけである…学校教育においても宗教に対して適正な態度が保持せられねばならない…公私にわたる学校においては、特定の宗教教育の実施は厳にこれを避けるべきであるが、社会における宗教現象に対する精確な知識理解を与えることに努むべきはいうまでもなく、家庭及び社会の学徒に対する宗教的感化を尊重し、学徒の内心より発現する宗教的欲求を啓倍することに留意することが望ましい」。p.253-255
- (13) 同書, 第二回議事速記録～第十四回議事速記録, pp.149-269。貝塚茂樹「占領期における『宗教的情操』教育論議についての検討—教育刷新委員会との論議とCIEの認識を軸として—」『明星大学教育学研究紀要』第14号、2000年6月、明星大学教育学研究室, pp.17-30は、本課題に関する精緻な研究である。
- (14) 菅原伸郎『宗教をどう教えるか』朝日新聞社, 1999、加藤西郷『宗教と教育—子どもの未来をひらく—』, 法蔵館, 1999等
- (15) 文部科学省『心のノート』, 暁教育図書株式会社, 2002 には、以下の章がある。  
・小学校5・6年生用: 「感動し、心をうたれることがある。わたしたちを生かす自然は不思議な摂理につつまれている。目に見えない神秘の世界がある。人間の力を超えたものがある。」 pp.68-67  
・中学校用: 「大自然に何を想う」 問い: あなたの感動体験は? ときに、人間の力を超えたものを感じたことがありますか?」 pp.64-65
- (16) 「宗教教育を問う: 教育基本法改正の動き」(心への強制を排せ/情操教育に不可欠/目的は考え抜く人)『朝日新聞』2005年1月26日朝刊15面
- (17) La laïcité impose sa loi, *Le Monde de l'éducation*, janvier 2003, pp.24-45
- (18) Rapport de mission, Regis Debray,, *L'enseignement du fait religieux dans l'école laïque*, février 2002, Ministre de l'éducation nationale, *Actualité 2002 Publications*, maj: octobre 2002, 9p.

石 堂 常 世

- (19) Luc Ferry & André Comte-Sponville, *La sagesse des Modernes*, Robert Laffont, 1998, 736p.
- (20) Regis Debray, L'autorité glisse de l'education à l'information *Le Monde de l'éducation*, Septembre 2004, pp.80-85
- (21) Rapport N°1275 Président Jean-Louis Debré tome 1, Assemblée nationale, *la laïcité à école : un principe republique à réaffirmer*, XIIe Legislature,, Documents d'information, déc. 2003, 202p. et *ibid.*, tome 2, 658p.

(本学発達科学部兼任講師)